

令和2年2月20日

秘書広報課長決裁

稲城市「市民活動情報掲示板」利用規程

市では、市民団体等の自発的な活動の周知に対する支援の一環として、市ホームページ内に「市民活動情報掲示板」ページへのリンクを設けています。利用の際は、この規程に沿ってお手続きください。

1 この規程における用語の定義

(1) 市民活動情報掲示板

「メンバー募集情報掲示板」と「イベント情報掲示板」により構成される電子掲示板をいう。

(2) 市民

本市に在住、在勤又は在学する者をいう。

(3) イベント

次のいずれかに該当する行事をいう。

ア スポーツ大会

イ お祭り

ウ 講演会

エ 文化・芸術発表会又は作品展示会

オ レクリエーション活動

カ 営利を目的としないフリーマーケット又はバザー

2 掲示板を利用できる団体

市民が主体となって活動を行う団体であって、主たる活動場所が稲城市内又は近隣市内の公共施設であること。ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。

(1) 公序良俗に反する活動を行う団体

(2) 政治的活動を行う団体

(3) 宗教的活動を行う団体

- (4) 営利を目的に活動を行う団体
- (5) 個人宅を会場として活動を行う団体

3 掲示板の種類と利用要件

(1) メンバー募集情報掲示板

上記2の要件を満たす団体が、新たに活動メンバーを募集する際、募集に係る情報を掲載する掲示板をいう。

(2) イベント情報掲示板

上記2の要件を満たす団体が、市内又は近隣市において開催するイベントであって、参加者の募集に関する情報を掲載する掲示板をいう。

4 申請手続等について

(1) 申請方法

掲示板への情報掲載を希望する場合は、郵送、持参又は電子メールにより、秘書広報課へ申請書を提出し、申請手続を行ってください。

(2) 申請期限

掲載を希望する月の前月の20日を申請の締め日とします。

(3) 掲載期間

最長で6か月間とします。ただし、イベント情報については終了日が属する月末までとし、当該期間を満了した情報は削除します。

(4) その他

団体活動等の写真の掲載を希望する場合は、画像データをCD-R等のメディアに保存し、申請書とともに持参又は郵送してください。なお、掲載できる画像は1件につき2枚までとし、当該メディアは返却しません。

5 申請者への注意事項

(1) 掲示板への情報掲載及び削除は、毎月1日に、秘書広報課において行います。

(2) 掲載の可否については、本規程に沿って市が判断することとし、掲載の可否について、市は個別の連絡を行いません。また、掲載を不可とした場合に

あつては、市はその理由の求めに応じる責を負わないものとします。

- (3) 掲載した情報への問合せ等は、団体が責任を持って対応するものとし、掲載を事由とするいかなるトラブルが生じた場合であっても、市は一切関知しません。
- (4) 掲示板に情報を掲載することは、市が後援、公認及び許可などの一切の権限を付与するものではありません。
- (5) 掲載内容に虚偽があったことが判明した場合や、掲載後に苦情等があった場合は、以後の掲載を行いません。

6 閲覧者への注意事項

- (1) 掲載する情報は、団体の申請に基づき、市ホームページのリンクページに掲載するものであり、市が主催又は関与するものではありません。情報の内容については、各団体へお問合せください。
- (2) 掲載団体といかなるトラブルが生じた場合であっても、市は一切関知しません。

7 問合せ・申請先

総務部秘書広報課広報広聴係

〒206-8601 稲城市東長沼 2111 稲城市役所 5階

電 話 042-378-2111

ファクス 042-378-6700

メー ル kohokocho@city.inagi.lg.jp